

「周波数割当計画」新旧対照表

(二重下線部分が変更箇所)

変更後

変更前

第3表 10GHz-275GHz

第3表 10GHz-275GHz

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
14-14.25 固定衛星 (地球から宇宙) S 5.484 A S 5.506 無線航行 S 5.504 移動衛星 (地球から宇宙) <u>S 5.504 C</u> 宇宙研究  S 5.505 <u>S 5.504 A</u>			14-14.4 <u>J 144 A</u> 固定衛星 (地球から宇宙) J144  移動衛星 (地球から宇宙)		電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 (放送衛星局のフィーダリンク用)  電気通信業務用 公共業務用	
14.25-14.3 固定衛星 (地球から宇宙) S 5.484 A S 5.506 無線航行 S 5.504 移動衛星 (地球から宇宙) <u>S 5.508 A</u> 宇宙研究  S 5.505 S 5.508 S 5.509 <u>S 5.504 A</u>						
14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) S 5.484 A S 5.506 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) S 5.509 A 無線航行衛星  <u>S 5.504 A</u>	14.3-14.4 固定衛星 (地球から宇宙) S 5.484 A S 5.506 移動衛星 (地球から宇宙) 無線航行衛星  <u>S 5.504 A</u>	14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) S 5.484 A S 5.506 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) <u>S 5.509 A</u> 無線航行衛星  <u>S 5.504 A</u>				

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
14-14.25 固定衛星 (地球から宇宙) S 5.484 A S 5.506 無線航行 S 5.504 移動衛星 (地球から宇宙) <u>(航空移動衛星を除く。)</u> 宇宙研究  S 5.505			14-14.4 固定衛星 (地球から宇宙) J144  移動衛星 (地球から宇宙) <u>(航空移動衛星を除く。)</u>		電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 (放送衛星局のフィーダリンク用)  電気通信業務用 公共業務用	
14.25-14.3 固定衛星 (地球から宇宙) S 5.484 A S 5.506 無線航行 S 5.504 移動衛星 (地球から宇宙) <u>(航空移動衛星を除く。)</u> 宇宙研究 S 5.505 S 5.508 S 5.509						
14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) S 5.484 A S 5.506 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) <u>(航空移動衛星を除く。)</u> 無線航行衛星	14.3-14.4 固定衛星 (地球から宇宙) S 5.484 A S 5.506 移動衛星 (地球から宇宙) <u>(航空移動衛星を除く。)</u> 無線航行衛星	14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) S 5.484 A S 5.506 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) <u>(航空移動衛星を除く。)</u> 無線航行衛星				

14.4-14.47	固定 固定衛星（地球から宇宙） S5.484A S5.506 移動（航空移動を除く。） 移動衛星（地球から宇宙） <u>S5.509A</u> 宇宙研究（宇宙から地球）  <u>S5.504A</u>	14.4-14.47	<u>J144A</u>	固定	電気通信業務用	
				固定衛星 （地球から宇宙） J144	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	
				移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、固定回線の障害時等の臨時回線に限る。
14.47-14.5	固定 固定衛星（地球から宇宙） S5.484A S5.506 移動（航空移動を除く。） 移動衛星（地球から宇宙） <u>S5.504B</u> <u>S5.509A</u> 電波天文  S5.149 <u>S5.504A</u>	14.47-14.5	<u>J144A</u>	固定	電気通信業務用	
				固定衛星 （地球から宇宙） J144	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	
				移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、固定回線の障害時等の臨時回線に限る。
				移動衛星 （地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
				電波天文		
(略)		(略)		(略)		(略)

国内周波数分配の脚注

J1-J144 (略)

J144A

14-14.5GHzの周波数帯においては、二次業務の航空移動衛星業務における航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第5.29号、第5.30号及び第5.31号の規定を適用する。

J145-J210

14.4-14.47	固定 固定衛星（地球から宇宙） S5.484A S5.506 移動（航空移動を除く。） 移動衛星（地球から宇宙） <u>(航空移動衛星を除く。)</u> 宇宙研究（宇宙から地球）	14.4-14.4	7	固定	電気通信業務用	
				固定衛星 （地球から宇宙） J144	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	
				移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、固定回線の障害時等の臨時回線に限る。
14.47-14.5	固定 固定衛星（地球から宇宙） S5.484A S5.506 移動（航空移動を除く。） 移動衛星（地球から宇宙） <u>(航空移動衛星を除く。)</u> 電波天文  S5.149	14.47-14.5	5	固定	電気通信業務用	
				固定衛星 （地球から宇宙） J144	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	
				移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、固定回線の障害時等の臨時回線に限る。
				移動衛星 （地球から宇宙） <u>(航空移動衛星を除く。)</u> 電波天文	電気通信業務用 公共業務用	
(略)		(略)		(略)		(略)

国内周波数分配の脚注

J1-J144 (略)

J145-J210 (略)

(二重下線部分が変更箇所)

変 更 後	変 更 前																
別表 1、2 (略) 3 海上関連 別表3-1-1 ~ 別表3-4 (略) 別表3-5 インマルサット地球局の周波数表 1~7 (略) 8 <u>インマルサットD型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送 信 周 波 数</th> <th style="text-align: center;">受 信 周 波 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び 1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</u></td> </tr> </tbody> </table> 9 <u>インマルサットF型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送 信 周 波 数</th> <th style="text-align: center;">受 信 周 波 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</u></td> </tr> </tbody> </table> 10 <u>インマルサットの無線設備の機器を施設する航空機地球局</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送 信 周 波 数</th> <th style="text-align: center;">受 信 周 波 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1530MHz から 1559MHz までの周波数帯</u></td> </tr> </tbody> </table> 4 ~ 8 (略)	送 信 周 波 数	受 信 周 波 数	<u>1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び 1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u>	<u>1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</u>	送 信 周 波 数	受 信 周 波 数	<u>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u>	<u>1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</u>	送 信 周 波 数	受 信 周 波 数	<u>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u>	<u>1530MHz から 1559MHz までの周波数帯</u>	別表 1、2 (略) 3 海上関連 別表3-1-1 ~ 別表3-4 (略) 別表3-5 インマルサット地球局の周波数表 1~7 (略)  8 <u>インマルサットの無線設備の機器を施設する航空機地球局</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送 信 周 波 数</th> <th style="text-align: center;">受 信 周 波 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1530MHz から 1559MHz までの周波数帯</u></td> </tr> </tbody> </table> 4 ~ 8 (略)	送 信 周 波 数	受 信 周 波 数	<u>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u>	<u>1530MHz から 1559MHz までの周波数帯</u>
送 信 周 波 数	受 信 周 波 数																
<u>1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び 1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u>	<u>1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</u>																
送 信 周 波 数	受 信 周 波 数																
<u>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u>	<u>1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</u>																
送 信 周 波 数	受 信 周 波 数																
<u>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u>	<u>1530MHz から 1559MHz までの周波数帯</u>																
送 信 周 波 数	受 信 周 波 数																
<u>1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</u>	<u>1530MHz から 1559MHz までの周波数帯</u>																

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">国際周波数分配の脚注</p> <p>S 5.53- S 5.504 (略)</p> <p><u>S 5.504 A</u></p> <p><u>14-14.5GHz の周波数帯においては、二次業務の航空移動衛星業務における航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5.29 号、第 5.30 号及び第 5.31 号の規定を適用する。</u></p> <p><u>S 5.504 B</u></p> <p><u>14-14.5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、イギリス及び南アフリカの領域に位置する 14.47-14.5GHz の周波数帯で観測を実施するいなか電波天文局に対しても、ITU 勧告 M.1643 第 1 附属書 C 部の規則に従わなければならない。</u></p> <p><u>S 5.504 C</u></p> <p><u>14-14.25GHz の周波数帯においては、航空移動衛星業務によるサウディ・アラビア、ボツワナ、象牙海岸共和国、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、レソト、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において発生する電力束密度は、関係する主管庁との特別な合意なしでは、ITU 勧告 M.1643 第 1 附属書 B 部に示された制限を超過してはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>S 5.505- S 5.508 (略)</p> <p><u>S 5.508 A</u></p> <p><u>14.25-14.3GHz の周波数帯においては、航空移動衛星業務によるサウディ・アラビア、ボツワナ、中国、象牙海岸共和国、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、レソト、ナイジェリア、オマーン、シリア、イギリス及びチュニジアの領域において発生する電力束密度は、関係する主管庁との特別な合意なしでは、ITU 勧告 M.1643 第 1 附属書 B 部に示された制限を超過してはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>S 5.509 (略)</p> <p><u>S 5.509 A</u></p> <p><u>14.3-14.5GHz の周波数帯においては、航空移動衛星業務によるサウディ・アラビア、ボツワナ、カメルーン、中国、象牙海岸共和国、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、レソト、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、イギリス、スリ・ランカ、チュニジア及びヴィエトナムの領域において発生する電力束密度は、関係する主管庁との特別な合意なしでは、ITU 勧告 M.1643 第 1 附属書 B 部に示された制限を超過してはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">国際周波数分配の脚注</p> <p>S 5.53- S 5.565 (略)</p>

